

質問回答

平成 26 年 7 月 22 日

「(案件名)パキスタン国最適電源・送電開発計画策定支援プロジェクト(発電能力分析)【有償勘定技術支援】」
(公示日:平成 26 年 7 月 9 日)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	【第3 業務実施上の条件】 1. 業務工程 P6	「業務工程、各業務報告書作成時期の目処は次表のとおり。」とありますが、該当の表が掲載されていません。特に業務工程はプロポーザル作成上、非常に重要な部分であることから、7/22の回答日以前の回答を希望いたします。(7/22 回答の場合、締切まで日数が少なく対応が難しいため)	「業務工程、各業務報告書作成時期の目処は次表のとおり。」との文言は誤植です。本項目については以下のとおり差し替えとさせていただきます。 「1. 業務行程 2014 年 8 月中旬より業務を開始し、2015 年 2 月下旬の終了を目処とする。効率的・効果的と考えられる業務工程をプロポーザルにて提案すること。」 なお、業務行程・報告書作成時期については第 2 6.に記載のとおりです。
2	【第3 業務実施上の条件】 5. 現地再委託 P7	「JICA の渡航制限の対象地域」とありますが、邦人の業務従事者による、パキスタンにおける貴機構の渡航制限の対象地域とは具体的にどこの地域を指すでしょうか。	パキスタンでは、外務省渡航情報において「渡航の延期を検討してください」以上の地域は、JICA安全対策措置では基本的に渡航禁止としていますが、一部地域に限り(クエッタ市、ペシャワル郡等)、真にやむを得ない場合、十分な対策を取った上で、渡航が承認されることがあります。 また、外務省渡航情報の「渡航の是非を検討して下さい」の地域(パキスタンにおいては、上述地域以外の地域はこれに該当)は、JICA安全対策措置において、現地状況を踏まえ特段の問題が見受けられない場合は、必要な対策を講じた上での渡航を承認していますが、治安の悪化が見られる際は渡航を認めないことがあります。

			<p>なお、外務省渡航情報は外務省HPにて確認できます。</p>
3	<p>【第3 業務実施上の条件】 5. 現地再委託 P7</p>	<p>現地再委託について、貴機構の活動制限区域でも再委託先の要員であれば活動できますか。また、同行動を特殊傭人が実施することは規則上問題ありませんでしょうか。(現地再委託先は活動可、特殊傭人は活動不可、という認識で良いでしょうか。)</p>	<p>現地再委託先及び特殊傭人(以下、現地業者)について、機構の定める活動制限区域において活動を制限する規程は特にありません(業務指示書には「現地再委託先」と記載しましたが、特殊傭人も広義の意味では現地再委託ですので、これら二者は同様の扱いとなる旨ご理解ください)。そのため、現地業者が活動制限区域で活動することは可能です。</p> <p>ただし、あくまで活動制限区域での活動になりますので、現地業者の安全対策に係る配慮は、その契約相手方であるコンサルタントが行う必要があります(現地業者の安全対策に係る経費は本契約内(別見積)で計上して頂いて構いません)。</p> <p>なお、上述の回答はあくまで本案件に係るご質問に対する回答であり、全ての案件に同様の安全対策措置がなされる訳ではありませんので、予めご了承ください。</p>